

(案)

消 第 号

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について

令和5年 月 日

消費者庁長官 新井 ゆたか

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「法」という。）に基づく消費者庁長官の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定による処分基準等については下記のとおりとする。

下記の各措置は、法第12条に規定するとおり、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、個人及び法人等の学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由に十分配慮しなければならないことに留意して行うものとする。

記

1. 配慮義務の遵守に係る勧告等（法第6条）

(1) 勧告

法第6条第1項の規定による勧告は、法人等が法第3条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、行うものとする。

上記の「個人の権利の保護に著しい支障が生じている」については、例えば、①法人等による寄附の勧誘を受けている個人が自由な意思を抑圧されているという場合において、その抑圧の程度や期間の長さが著しいときや抑圧状態に置かれている個人が多数に及んでいるとき、②個人が法人等への寄附をし始めたことでその家族の生活レベルが著しく低下して学費や食費にも事欠くような状態が生じているとき、③法人等が不特定又は多数の個人に対して被災者支援等の公益目的のための寄附であると偽って使途を誤認させ、過度に経済的な負担を生じさせるような寄附の勧誘を行

っているとき、が考えられる。

また、「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」については、著しい支障が生じていることを客観的に認めることができる場合のことであり、例えば、法人等の勧誘行為につき、配慮義務違反を認定して不法行為責任を認めた判決が存在する場合が考えられる。

「更に同様の支障が生じるおそれが著しい」については、例えば、今後も配慮義務を遵守していない状態が改善される見込みが薄く、このまま放置すると同様の支障が生じ続けることが認められる場合が考えられる。

なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。

(2) 公表

法第6条第2項の規定による公表は、同条第1項の規定による勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときに、当該法人等による法第3条の規定や当該勧告に係る不遵守の悪質性、個人の権利の保護について生じている支障の程度、更に同様の支障が生じるおそれの有無等を総合的に考慮の上、行うものとする。

(3) 報告徴収

法第6条第3項の規定による報告徴収は、同条第1項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、法第3条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関して行うものとし、1(1)に挙げた要件が全て満たされていると考えられる場合に行う。

2. 禁止行為に係る報告、勧告等(法第7条)

(1) 報告徴収

法第7条第1項の規定による報告徴収は、法第4条及び第5条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関して行うものとする。

具体的には、禁止行為が不特定又は多数の個人に対して繰り返し組織的に行われており、社会的に影響が大きく、寄附の勧誘を受ける個人の保護を図る必要性が強い場合などに行うことが考えられる。

(2) 勧告

法第7条第2項の規定による勧告は、法人等が不特定又は多数の個人に対して法第4条又は第5条の規定に違反する行為をしていると認められ

る場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、法第7条第1項の規定による報告徴収等によって明らかになった組織性、悪質性、禁止行為が将来にわたって継続する蓋然性等を総合的に考慮の上、行うものとする。

(3) 命令及び公表

法第7条第3項の規定による命令は、同条第2項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときに当該法人等に対し行い、同命令を行ったときは、同条第4項の規定により、その旨を公表するものとする。「正当な理由」については、大規模な災害等により連絡を行うことが困難になるなど、例外的な場合に限り認められるものと考えられる。